

第9回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 6年 9月5日(木) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

なし

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	星 野 博 正
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

事務局長

1. 開会前 午後1時30分

開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。

在任委員15名中現在の出席委員は15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。

はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。

議長
(金井会長)

2. 開会及び会長あいさつ 午後1時31分

3. 議事録署名委員の指名について 午後1時33分

まず、議事録署名人の指名を行います。

沼田市農業委員会会議規則により、議長において3番 都所一郎委員、5番 阿部喜一郎委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

4. 諸般の報告 午後1時33分

議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告

(1)農地法第3条の3の規定による届出について

(2)農地法第18条第6項（合意解約）について

(3)制限除外の農地移動について

(4)農地に該当しないことの証明について

(5)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件 午後1時36分

議案第36号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたら手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

12番委員 1ついいですか。

議長 どうぞ。

12番委員 1番の案件について、立地はどのような状況でしょうか。譲受人については、過去に作業で周辺農地での耕作に影響を与えたことがあるので、周りの農地に影響がないところだと良いのですが。

議長 周辺農地での耕作に影響が出ないよう伝えることは可能でしょうか。

事務局次長 できるかと思います。

議長 であれば、農業委員会の意見としてそのような指摘があった旨伝えていただければと思います。

議長 他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第36号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第 3 6 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。 次に議案第 3 7 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。 議案説明 1 件
事務局員	(議案内容説明)
議長	説明が終わりました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。
議長	1 ついいですか。現地の写真を見る限り既に完成しているようですが。
1 5 番委員	申請地は自宅の近くですが、宅地の部分にある既存の家の 1 部を壊して新しく建て替える予定のようです。
事務局次長	事務局から 1 つよろしいですか。
議長	どうぞ。
事務局次長	本件ですが、既存の住宅は宅地に建っており、その住宅をリフォームする予定になっています。ただ、住宅の一部が農地にはみ出していることがわかったため、当初は住宅部分のみを転用する予定だったようですが、農業用施設がある部分についても転用することにしたとのことです。
議長	わかりました。
議長	他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。 無いようですので、お諮りいたします。

議案第３７号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第３７号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第３８号「農地法第５条第１項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明　１件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第３８号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第３８号「農地法第５条第１項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第３９号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明　５件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

5番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第39号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了しました。

審議終了 午後2時10分

6. 協議事項

- (1) 令和6年度沼田市農業まつりについて
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和6年度農地等の利用の最適化の推進施策に関する意見について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了 午後3時20分